

令和4年

第 10 回 三戸町農業委員会総会議事録

令和4年11月10日(木) 開催
於 三戸町役場4階大会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 令和4年11月10日(木) 午後2時0分 から 午後2時42分

2. 開催場所 三戸町役場4階大会議室

3. 出席委員 13名

会長	14番	梅田 晃
会長職務代理者	13番	神谷 陽一
委員	1番	武士沢 隆悦
委員	2番	井畑 育子
委員	3番	上野 敏昭
委員		番
委員	5番	工藤 洋一
委員	6番	千澤 正知
委員	7番	沼邊 義雄
委員	8番	老久保まゆみ
委員	9番	照井 秀美
委員	10番	松本 誠子
委員	11番	一ノ渡 重義
委員	12番	佐々木 俊一

4. 欠席委員 1名

委員	4番	中澤 隆浩
委員		番
委員		番
委員		番

5. 現地調査報告 6名

推進委員	15	工藤 哲子
推進委員	16	蛇沼 弘子
推進委員	18	平 敏美
推進委員	22	竹原 広実
推進委員	23	大村 彰
推進委員	26	遠藤 剛弘

6. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	報告第1号 農用地利用配分計画の認可について
第4	議案第22号 非農地等証明に関わる農業委員会の認定について
	議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
	議案第24号 農用地利用集積計画の決定について
	議案第25号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	極壇 浩
次長	松澤 俊彰
主幹	平谷 賢一

8. 議事録署名委員

委員	7番	沼邊 義雄
委員	8番	老久保まゆみ

9. 会議の概要

議長
(梅田会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員会憲章を唱和いたします。
3番上野委員から願います。

【全員で農業委員会憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、只今から令和4年第10回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。
7番沼邊委員、8番老久保委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。

議長

日程第3 報告1号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【報告第1号を議案書をもとに朗読】

次長

本件は、相続人不明となっていた農地の貸借について、知事裁定を経て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規程に基づき貸借開始となったことの報告です。

議長

只今の報告について、質問のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

特に発言が無いようですので、報告第1号については終了します。

議長

日程第4 議案第22号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第22号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第22号について補足説明いたします。

申請の土地は、農機の侵入が困難で生産性が悪いため20年以上前から耕作しておらず、山林原野状態となっていた場所で、現状の地目に直したいと申請があったものです。

議長	<p>非農地証明に係る現地調査について、大村推進委員から報告をお願いします。</p>
大村 推進委員	<p>現地調査について報告いたします。</p> <p>11月2日、午前9時から、私と神谷農業委員、山端推進委員及び事務局職員とで、現地調査を行いました。</p> <p>番号4は沢田で形も不整形であるため、生産性が悪い場所で周囲の山林と一体となっている場所です。</p> <p>申請地は、隣地が主に山林原野であり、周囲の農地への影響は無く、非農地とすることに問題無いものと見て参りました。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。 それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。</p> <p>【無しの声多数】</p>
議長	<p>質疑を終結いたします。 これより議案第22号を採決いたします。 本案について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案は原案のとおり認定することにいたします。</p>
議長	<p>日程第5 議案第23号を議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局主幹	<p>【議案第23号を議案書をもとに朗読】</p>
次長	<p>議案第23号について補足説明いたします。</p> <p>番号15は譲り渡し人が高齢で管理が難しくなってきたため、処分を考えて居たところ、譲り受け人がそれに応じたものです。</p> <p>許可基準に関しては、譲り受け人はこれを機に営農を開始するものですが、保有機械、農作業従事については問題なく、また、議案第24号56番にあります、中間管理機構を使った約40aの貸借を併せて進めており、下限面積についても問題は無いものです。</p>
議長	<p>農地法第3条の許可申請に係る現地調査について、遠藤推進委員から報告をお願いします。</p>
遠藤 推進委員	<p>現地調査について報告いたします。</p> <p>11月1日、午前9時から、私と佐々木推進委員、及び事務局職員とで、現地調査を行いました。</p> <p>農地は擁壁や道路で境界もはっきりとしているため、問題は無いものと見て参りました。</p> <p>以上、報告いたします。</p>

議長	<p>ご苦労さまでした。 それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。</p> <p>【無しの声多数】</p>
議長	<p>質疑を終結いたします。 これより議案第23号を採決いたします。 本案について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>日程第6 議案24号を議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局主幹	<p>【議案第24号を議案書をもとに朗読】</p>
次長	<p>議案第24号について補足説明いたします。</p> <p>本案は農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を審議、決定いただくものです。 番号54から55は農地中間管理機構が実施する農地の貸借に関わる農用地利用集積計画を審議、決定いただくもので、地域協定による貸借を行うものです。 番号56は譲り渡し人が農業を営んでいないため、農地を中間管理機構へ登録していたものを、営農を始めたい譲り受け人が借り受けたいと申し出たものです。 番号57は親から子へ経営移譲するために行う貸借です。 本案は、全て貸し渡し人から中間管理機構へ、中間管理機構から借り受け人へ貸借を一括で行うものとなっています。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。</p> <p>【無しの声多数】</p>
議長	<p>質疑を終結いたします。 これより議案第24号を採決いたします。 本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。</p>
議長	<p>日程第7 議案25号を議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局主幹	<p>【議案第25号を議案書をもとに朗読】</p>

次長

議案第25号について補足説明いたします。

番号3は、川守田地区にある土地で、太陽光発電設備を建設するための転用です。

周囲は南側は農地、西側は農地・雑種地、東側に通路その隣は樹園地、北側は山林に囲まれている土地となっております。

立地基準としては、10ヘクタール未満の一団の農地であり、周辺は道路や宅地に囲まれていることから、その他の農地(第2種農地)と判断され、申請地の選定要件としては問題ないものと判断されます。

一般基準では、資金面、周辺への悪影響等も無いと考えられるが、配置図を確認しますと、東、西、南側は、用地の境界からフェンスまでおよそ2メートルの間隔を空けているところ、北側部分は雑木があるためか、フェンスまでおよそ8メートルと間隔を他よりも広くとっており、また、隣接地との境界も曖昧であることから、農地法第5条第2項第3号の、農地の全てを確実に事業の用に供することが出来ているか、の判断を行うには、提出資料だけでは判断が難しいと考えられます。

よって、許可相当とするためには、全面積を効率よく利用する計画とするか、分筆をするなどして北側の余白用地をなくするなど、事業用地として取得面積や配置等の計画が適正であると説明出来るようにすべきであり、また、境界についても、後日疑義が生じないよう周辺の地権者と協議するなどの配慮が必要ではないか、との条件を付けるのが妥当だと考えられます。

議長

農地法第5条の許可申請に係る現地調査について、蛇沼推進委員から報告をお願いします。

蛇沼
推進委員

現地調査について報告致します。

11月1日午後1時30分から、私と水梨推進委員及び事務局職員とで、申請者代理人立ち会いの下、現地調査を行いました。

番号3ですが、場所は、国道4号線沿いにある農産物加工センターの北側付近にある土地です。

譲り受け人は太陽光発電施設を建設するための転用として申請したものです。

申請地は、境界が曖昧な部分があり、また、北側の木が生えている部分は伐採や撤去が非常に困難とは言えず、活用は出来るのではないかと見て参りました。

以上、報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

9番照井委員

対象地の周辺の地権者の了解は得ているのでしょうか。

事務局

周辺の地権者との話し合いはしていないとのこと。

9番照井委員

対象地の周囲はそれぞれ農地があり、太陽光を設置するには周りの理解を得ないとならないと思う。

事務局

境界の確認も含め、周辺の所有者とは話し合いをして欲しいと思っていますので、その旨条件を付けて意見書を提出するのが妥当と考えています。

13番神谷委員

設置後の管理はどうなっているか。草刈り等きちんとしないと虫害や小動物などによる被害が心配である。

事務局 設置後の土地の管理はもちろんきちんとしていただきたい。特に、フェンスは境界から2m内側に設置するというので、内側だけでなく、外側部分もやっていただきたいと考えています。

9番照井委員 設置した後、耐用年数が過ぎた時どうなるのか問題になってくるのではないかと。

事務局 全国的にもそういった事例があるようで、今後考えて行かなければならない問題ではあります。ただ、今回の土地の案件としてはそこまでは踏み込めないのかなと思います。

竹原推進委員 太陽光パネルには有害物質が含まれていて、破損等すると周りに害を与える可能性もあるという。そうなった時の補償等考えられないか。

事務局 今の段階ではそこまでは出てこないものと思います。将来的には自治体が条例等で定めるなど必要になってくるかもしれません。

議長 異議なしと認め、本案は条件付き許可相当との意見を添え県知事に送付することにいたします。

【無しの声多数】

議長 質疑を終結いたします。
これより議案第25号を採決いたします。
本案について、原案に条件を付して承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしと認め、本案は条件付き許可相当との意見を添え県知事に送付することにいたします。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。

議長 これをもちまして、令和4年第10回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。
終礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

終了 午後2時42分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

令和4年11月10日(木)

議長 梅田 晃
会長 14 番

会議録署名者 沼邊 義雄
委員 7 番

会議録署名者 老久保まゆみ
委員 8 番